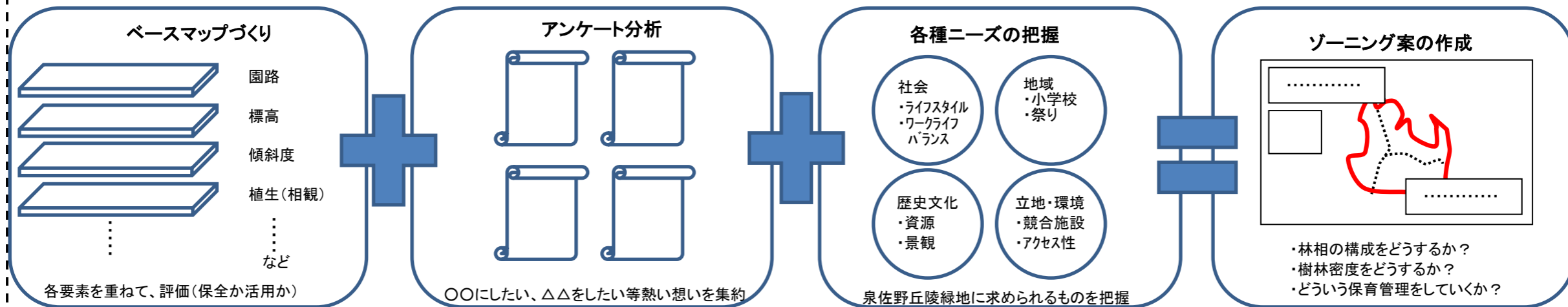


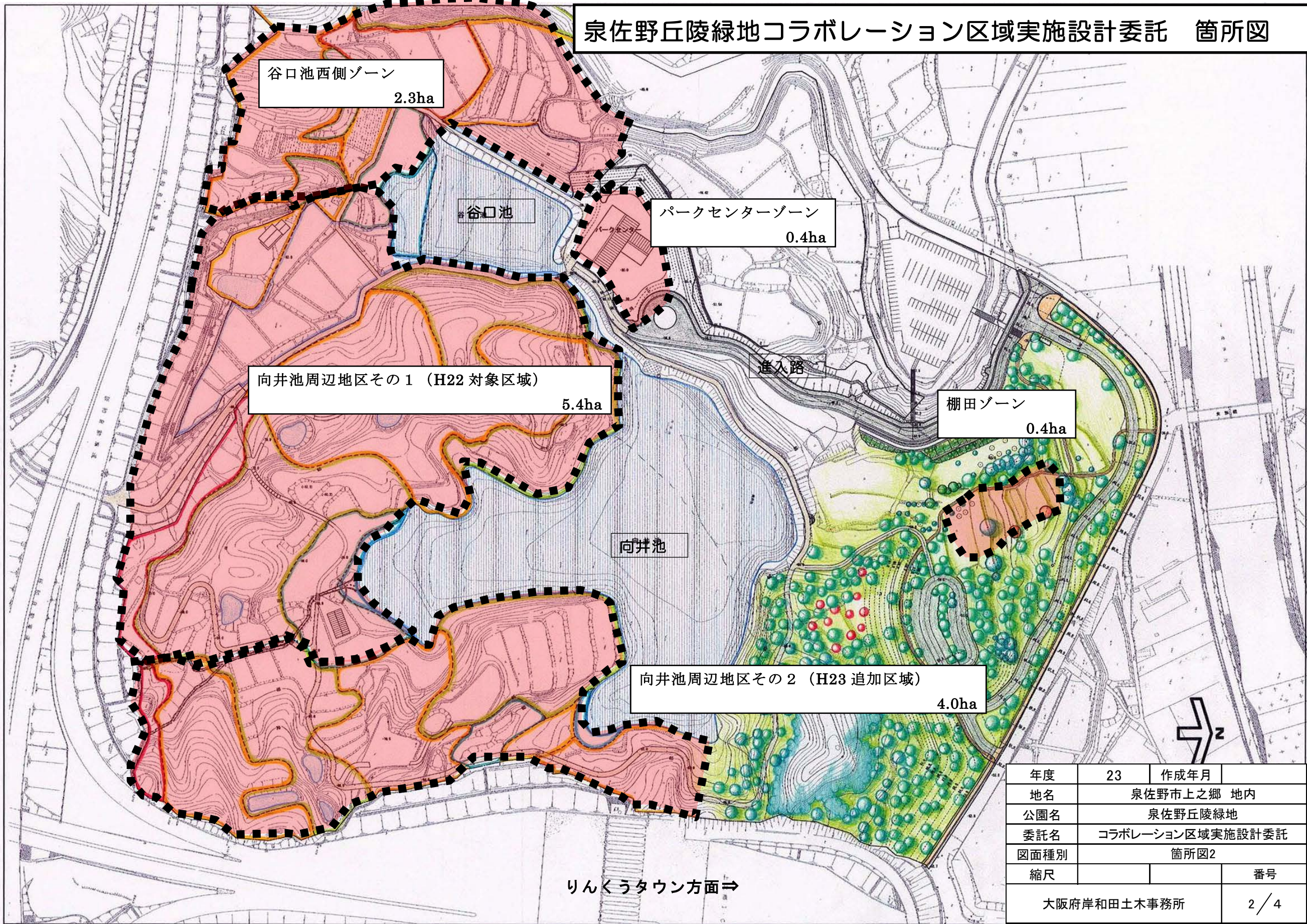
【スケジュール】

内容等		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
運営会議	パークセンターやゾーニング案の方向性を決定	8/5			③				④				⑤				⑥
パーククラブとのWS	パーククラブとWS形式でゾーニング案の作成		8/21	9/3	9/14		○		○		○		○		○		
植生・希少動物調査	パーククラブ対象の講習会も開催(3回程度)						植生		哺乳類			鳥類			鳥類		
実施設計	パークセンターゾーン	パークセンターの内部レイアウト・外構の方針検討(基本設計の再精査含む)		パークセンターの内部レイアウト・外構案の決定		設計最終案作成		成果品作成									
	向井池周辺地区その1	ベースマップづくり(既存資料あり)、アンケート分析		動線計画の明確化、ゾーニング素案作成 +各施設の方針検討		動線計画を反映したゾーニング案作成 +各施設の詳細検討											
	向井池周辺地区その2	ベースマップづくり、アンケート分析		動線計画の明確化、ゾーニング素案作成 +各施設の方針検討		動線計画を反映したゾーニング案作成 +各施設の詳細検討											
	棚田ゾーン	事例調査、活動メニューなど方針検討		実施案の決定		成果品作成											
	谷口池西側ゾーン	花苗ヤード実施設計(電気・給水含む)		花苗ヤード造成工事													
アクションプランの作成	ゾーニング案を元に、活動の順序・段階を示す	アクションプランの作成															



大阪府立大学による森の将来像の検討	当公園のつくり方を研究テーマとして、卒業論文を制作	各種データの整理、解析単位の設定(地形・植生・景観特性など)		成果報告の検討(将来像)	
-------------------	---------------------------	--------------------------------	--	--------------	--

泉佐野丘陵緑地コラボレーション区域実施設計委託 箇所図



年度	23	作成年月	
地名	泉佐野市上之郷 地内		
公園名	泉佐野丘陵緑地		
委託名	コラボレーション区域実施設計委託		
図面種別	箇所図2		
縮尺		番号	
大阪府岸和田土木事務所			2 / 4

## 特記仕様書

委託名 泉佐野丘陵緑地コラボレーション区域実施設計委託  
委託場所 大阪府泉佐野市上之郷 地内  
履行期間 契約日から平成24年3月16日

## 第1章 総 則

## 第1条 適 用

- ・本業務委託の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量、調査作業及び業務委託等必携（平成23年4月）（財）大阪府都市整備センター発行、大阪府土木部監修」によるものとする。
- ・数量算出については、下記基準類に基づくものとする。  
「土木工事数量算出要領（案）」（平成18年4月）
- ・本委託は、完成図書の子納品対象案件とする。
- ・電子納品については、下記基準類に基づくものとする。  
「大阪府土木部電子納品要領（案）[業務委託編]」（平成16年11月 大阪府土木部）
- ・上記に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議の上、これを定める。

「大阪府土木部電子納品要領(案)[業務委託編]」の入手方法  
大阪府ホームページより

産業・労働・まちづくり ⇒ 都市整備 ⇒ 大阪府建設CALSに入ってください。

<http://www.pref.osaka.jp/jigyokanri/cals/index.html>

## 第2章 設計業務等一般

## 第2条 目 的

本業務委託の目的は次のとおりである。受注者は、目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識をもって作業を進めなければならない。

（ 目 的 ）

本業務委託の目的は、設計区域の植生、希少動植物調査、「整備の役割分担（※1）」に応じた施設の設計及び「パークセンターの実施設計（※2）」を行うとともに、設計区域で想定される活動の事例収集や活動イメージを提案し、「パーククラブとのワークショップ（※3）」での意見交換を経て、「運営会議（※4）」において合意形成を図りつつ、必要な設計成果を作成するものである。

## （※1）「整備の役割分担」

設計区域における施設整備の役割分担について、主体となるのが大阪府、パーククラブ、2者の協働の3通りが挙げられる。それらの主要な施設種類は以下のとおり（別添「検討イメージについて」参照）。

- ・府が整備する施設：管理用園路、休憩所、広場、デッキ、安全柵、電気・水道施設など
- ・協働で整備する施設：散策路、森の遊具、休憩所、田・畑など
- ・パーククラブが整備する施設：散策路、ベンチ、巣箱、樹名板など

## （※2）「パークセンターの実施設計」

詳細は、「建築設計業務委託 特記仕様書（パークセンターゾーン）」を参照すること。

## （※3）「パーククラブとのワークショップ」

設計区域は、コラボレーション区域（大阪府と行政が建設段階から話し合いながら計画をつくり、施設についてもいっしょにつくっていく区域）を含んでいるため、ワークショップ形式でゾーンプラン等の作成を行う。

#### (※4) 「運営会議」

「泉佐野丘陵緑地基本計画・基本設計」において示す将来像に基づいて、多様な活動主体が将来像の実現に向けた戦略と手法を一つの脚本（シナリオ）として共有しつつ、実行する「シナリオ型の緑地づくり」を促進するため、府民や学識者、行政等から構成される「泉佐野丘陵緑地運営会議」を設置し、整備内容や運営手法について検討をしている。

### 第3条 設計範囲

設計範囲は、別途図面に示す範囲とする。

### 第4条 管理技術者の資格者要件

管理技術者は、技術士またはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、外業を行う期間については、現場に管理技術者を専任する必要があるが内業を行う期間については、この限りではない。

### 第5条 照査技術者

受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。また、業務完了にともなって照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者を通じ監督職員に提出しなければならない。

なお、照査技術者と管理技術者の兼任は認めない。

### 第6条 担当技術者

受注者は、設計業務等における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。担当技術者は、建築士法による一級建築士を有する技術者でなければならない。これは、パークセンターゾーンにおいて、建築物の実施設計も含まれるためである（「建築設計業務委託 特記仕様書（パークセンターゾーン）」参照）。

### 第7条 指針等

指針等を使用する場合は、監督職員と協議すること。

### 第8条 諸手続

受注者は、業務契約締結後、着手届、管理技術者届及び経歴書を速やかに提出し、本府監督職員の承諾を得ること。

本委託業務に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾のうえ、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

### 第9条 疑義

本委託業務履行に際し、疑義が生じた場合は本府監督職員と協議しなければならない。

### 第10条 適用除外規定

「測量、調査作業及び業務委託必携」（平成23年4月）の地質・土質調査共通仕様書のうち、下記の条項については、適用除外とする。

適用除外条項	備考
なし	

### 第11条 土地の使用、立ち入り等

現地調査作業のために第三者の土地または工作物を一時使用するとき、もしくは樹木や垣、柵等を取り除くときは、その所有者または管理者に対して発注者がその承諾を得た後に行わなければならない。

また、万一、第三者所有の工作物を破損した場合は、第三者との協議により、速やかに原状復旧を行うものとする。

### 第12条 協議打合せ

協議打合せすべき事項及び時期は次のとおりとする。ただし、下記以外に監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

なお、業務着手時または業務計画書作成時及び成果品納入時には、管理技術者及び担当技術者が立会うものとする。

協議打合せ事項	時期(日時)
・業務着手時 業務全般について	契約後速やかに
・中間打ち合わせ(15回程度)	「パーククラブとのワークショップ」や「運営会議」に併せて実施
・成果品納入時 成果品について	別途指示

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し監督職員の指示を受けなければならない。

### 第13条 資料等の貸与

資料等の名称	数量	単位	貸与場所	返却場所
H19.3 泉佐野丘陵緑地基本計画・基本設計	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区
H22.3 泉佐野丘陵部緑地中地区測量委託	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区
H23.3 泉佐野丘陵緑地向井池周辺地区設計委託	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区
H23.3 泉佐野丘陵緑地中地区パークセンター基本設計委託	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区
H22.3 泉佐野丘陵緑地中地区実施設計委託	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区
H22.3 泉佐野丘陵緑地中地区実施設計委託(その2)	1	式	泉佐野丘陵緑地工区	泉佐野丘陵緑地工区

### 第14条 調査設計業務データベース(業務カルテ)作成及び登録

[対象は、請負金額 5,000千円以上(消費税を含む)]

受注者は、調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システム(㈱日本建設情報総合センター)に基づき、「業務カルテ」を作成し、本府監督職員の確認を受けた後に、日本建設情報総合センターへフロッピーディスクにより提出するとともに、財日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを本府監督職員に提出しなければならない。これらの提出期限は、次のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約後10日以内を原則とする。

- ② 完了後登録データの提出期限は、業務完了後10日以内を原則とする。
- ③ なお、契約履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、原則として変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

(財) 日本建設情報総合センター  
 住所：大阪市中央区内平野町2-1-9  
 シグナスビル5階  
 TEL 06-6949-3052

第15条 成果品の提出

1. 成果品の規格及び提出部数

- ・本委託は、完成図書の電子納品対象案件とする。
- ・電子納品については、下記基準類に基づくものとする。  
 「大阪府土木部電子納品要領(案)(仮称)」(平成16年11月 大阪府土木部)
- ・上記に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。
- ・納品時には、報告書等を1枚のCD-ROMに格納し、正副各1部ずつを納品するほか、CD-ROMに格納された書類データを紙に印刷したものを1部作成(簡易製本)すること。また、原図1式を添えて監督職員に提出するものとする。  
 なお、提出部数は設計変更の対象とし、報告書には数量集計表、根拠資料、特記仕様書、見積書等を含むものとする。

提出部数

CD-ROM		正副各	1	部
原図			1	式(縮小版含む)
設計図	原寸・縮小版各		1	部(背張り製本)
報告書			1	部(簡易製本)

2. 成果品(パーセンタージーンについては、「建築設計業務委託 特記仕様書(パーセンタージーン)」参照)

- 1) 業務計画書 (契約後15日以内に提出)
- 2) 業務実施工程表 (必要に応じその都度提出)
- 3) 業務月報
- 4) 業務打合簿 (その都度提出)
- 5) 報告書 (完了時に提出)

[記載事項]

- ① 業務概要、業務目的
- ② 調査位置平面図
- ③ 各検討資料(根拠資料、特記仕様書、見積もり等)
- ④ 写真(作業状況)

その他、特に監督職員が必要と定めたもの

### 第3章 実施設計業務

第16条 業務内容

1. 業務内容は下記のとおりとする。

1) 設計区域

- ① 向井池周辺地区その1：5.4ha
- ② 向井池周辺地区その2：4.0ha

- ③谷口池西側ゾーン：2.3ha
- ④パークセンターゾーン：0.4ha
- ⑤棚田ゾーン：0.4ha

2) 植生および希少動物調査

①対象区域の魅力や資源発掘を目的とした、植生調査

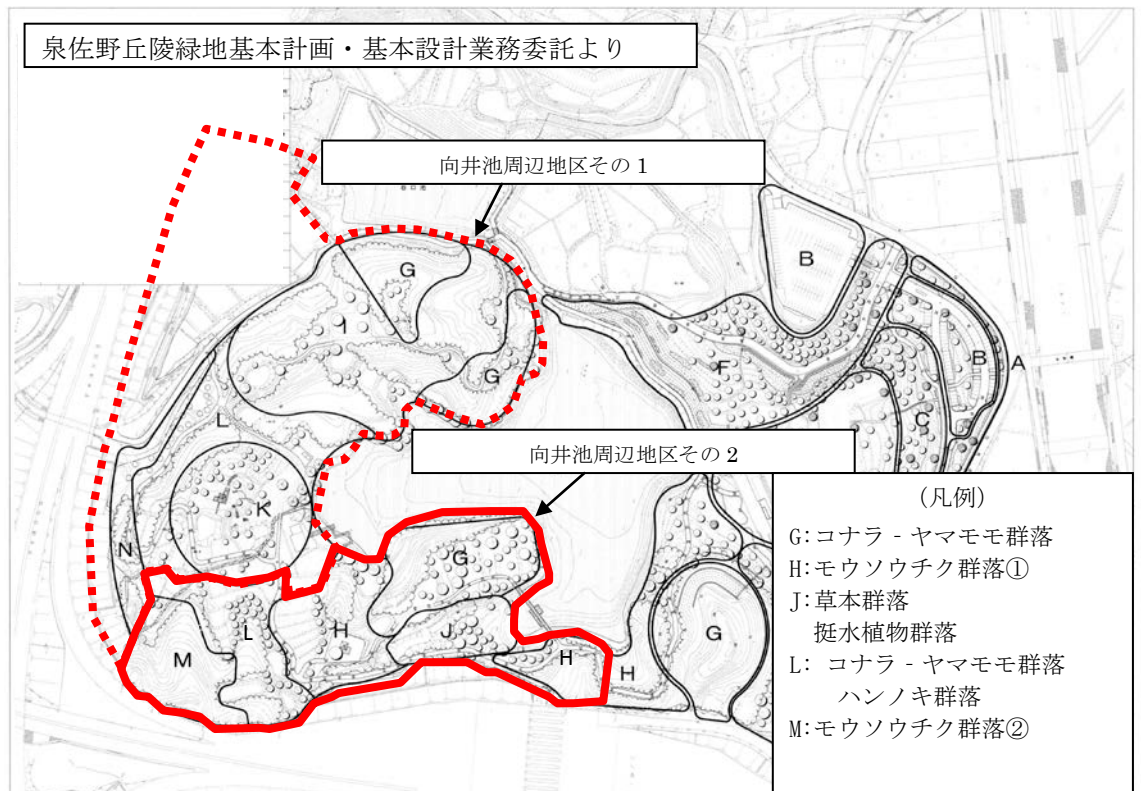
泉佐野丘陵緑地基本計画・基本設計業務委託において、植生調査を実施しており、向井池周辺地区その2は5つのタイプ（コナラ・ヤマモモ群落、モウソウチク群落①、草本群落 挺水植物群落、コナラ・ヤマモモ群落ハンノキ群落、モウソウチク群落②）に分類されているため、周辺地区で植物社会的に以下のコードラート調査（被度・群度）を実施する。調査枠の四隅に杭を打ち、調査場所を明示すること。

	コードラートの一辺 (m) ※1	コードラート数 (箇所)
コナラ・ヤマモモ群落 (G)	20	5
モウソウチク群落① (H)	20	10 ※2
草本群落 挺水植物群落 (J)	3 ※3	5
コナラ・ヤマモモ群落 ハンノキ群落 (L)	20	5
モウソウチク群落② (M)	5	5

※ 1: 各群落の高さを1辺とする正方形

※ 2: Hは2つあるため、5×2=10箇所とする

※ 3: 面積として9㎡であれば、必ずしも正方形にはこだわらない



## ②希少動物調査

向井池周辺地区その2を対象とし、哺乳類はフィールドサイン法を行い、鳥類は管理用通路上でのラインセンサス法を行い、発見場所・種類・個体数を記録する。このうち鳥類については、向井池周辺地区その1も対象とし、越冬期に2回実施すること。

- ③調査結果を定量的・定性的に評価し、施設計画の見直しや活動イメージの提案に活かすこと。
- ④調査結果はパーククラブに適宜報告し、情報共有を図ること。

⑤パーククラブを対象にした、植生調査および評価手法などの現場講習会を開催（全3回程度）すること。

## 3) 実施設計図書の作成：整備の役割分担に応じて、必要な設計図書を作成すること。

### ①与条件の確認および調査

基本設計で整理された与条件の確認を行うとともに、設計対象施設について調査及び必要な資料の収集を行う。

### ②実施設計の検討

設計対象物について、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法を検討すること。

### ③実施設計図作成

工事を施工するため、設計図面を作成する。

### ④工事の特記仕様書作成

土木請負必携〔大阪府都市整備部平成23年4月〕を参考とし、工事を施工するにあたり、図面を補完するため、工事特記仕様書を作成する。

### ⑤概算工事費の算出

実施設計図に基づき、積算数量を算出する。なお積算数量については、監督職員と打ち合わせの上区分し、整理してとりまとめること。また工事費については、工種別に算出し、工種別内訳書にとりまとめること。

### ⑥工期の算定

工事の実施に要する工期を算定する。

### ⑦報告書作成

一連の作業について、設計説明書や各設計根拠を整理し、報告書としてまとめること。

## 4) アクションプランの作成

パーククラブの人員体制や公園の整備状況などを考慮し、活動の順序や段階を示した時系列に沿ったアクションプランを作成すること。また、作成した整備および活動計画が円滑に遂行されているか、適宜チェックする必要があるため、チェックの手法や頻度を検討し、計画に反映すること。

## 2. 設計条件

- 1) 「泉佐野丘陵緑地基本計画・基本設計」において示す「景観を重視した公園づくり」、「シナリオ型の公園づくり」、「環境に配慮した公園づくり」、「地域の活性化等に役立つ公園づくり」といった整備理念を十分に理解し、高度な造園技術を駆使し工夫を凝らした設計を行うこと。

2) 「運営会議」は、委託期間中全4回程度の開催を予定しており（第3回～第6回）、「運営会議」審議用の資料作成と必要に応じた修正が必要となる。

3) 「運営会議」に先立ち、「パーククラブとのワークショップ」が必要であり、全7回程度を予定している。イメージを共有できかつ活発な意見交換ができるよう、わかりやすい資料を準備することが求められる。特に景観については、フォトモンタージュなどイメージの共有ができるよう、



検討資料等に用いること。

- 4) 原則として、極力土工を減らすような設計とすること。
  - 5) 設計区域内における各ゾーンでの作業内容（別添「参考資料」を参照）
    - ① 向井池周辺地区（その1・2）、棚田ゾーンでは検討イメージ（別添）に基づき、業務を行うこと。  
なかでも、棚田ゾーンはパーククラブとともに活動メニューやプログラム活動に関して検討すること。
    - ② 谷口池西側ゾーンでは、温室や炭焼き小屋、ストックヤード、ボランティア詰所等からなる花苗生産ヤードの実施設計図書に、パーククラブの意見を反映すること。
    - ③ パークセンターゾーンでは、パークセンター建築実施設計、屋外空間の実施設計、建築模型及び透視図の作成が含まれる。建築設計業務委託 特記仕様書（パークセンターゾーン）を参照すること。
  - 6) 給水設備については、パークセンター及び花苗生産ヤードなどへの必要水圧が確保できるよう、加圧装置（受水槽・加圧ポンプ等の施設）の検討を行うなど、過去の検討資料（実施設計図書）を精査し、「パーククラブとのワークショップ」や「運営会議」での意見を反映すること。
  - 7) 電気設備については、過去の検討資料（実施設計図書）を精査し、「パーククラブとのワークショップ」や「運営会議」での意見を反映すること。
3. 本業務における照査は、下記に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、照査報告書に含めて提出するものとする。
- 1) 業務計画書の作成時
  - 2) 与条件の決定時
  - 3) 実施設計図作成時

## 第17条 暴力団の排除について

### 1. 土木設計業務等委託契約書第7条関係

受注者は、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は契約書第42条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人にしてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第7条第4項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約等の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

### 2. 再委託契約、下請契約の締結等

受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わず場合に締結する委託契約書又は下請契約書に土木設計業務等委託契約書「第42条の3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

### 3. 大阪府暴力団等排除措置要綱第11条関係

受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び監督職員への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。

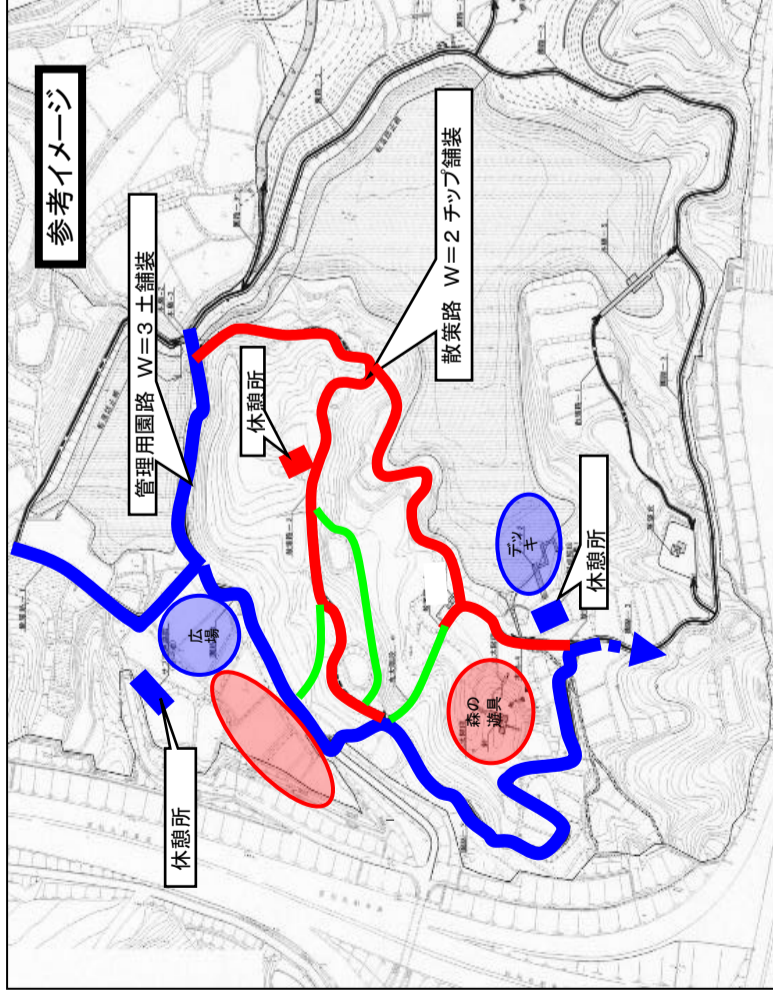
また、受注者から業務の一部を受任し又は請け負った業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合においても、届出等を行うよう当該業者に指導しなければならない。届出等がない場合は入札参加停止をすることがある。

※不当介入届出・報告書等の内容、様式については、大阪府ホームページに掲載している「不当介入マニュアル」を参照のこと。（下記アドレス参照）

[http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/youkou/koji\\_youkou.html](http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/youkou/koji_youkou.html)

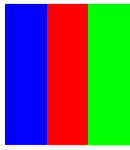
## 検討イメージについて(向井池周辺地区、柵田ゾーン)

### 1. 整備に関する検討(向井池周辺地区)



#### ①向井池周辺地区の植生・希少動物の調査

#### ②整備の役割分担の検討

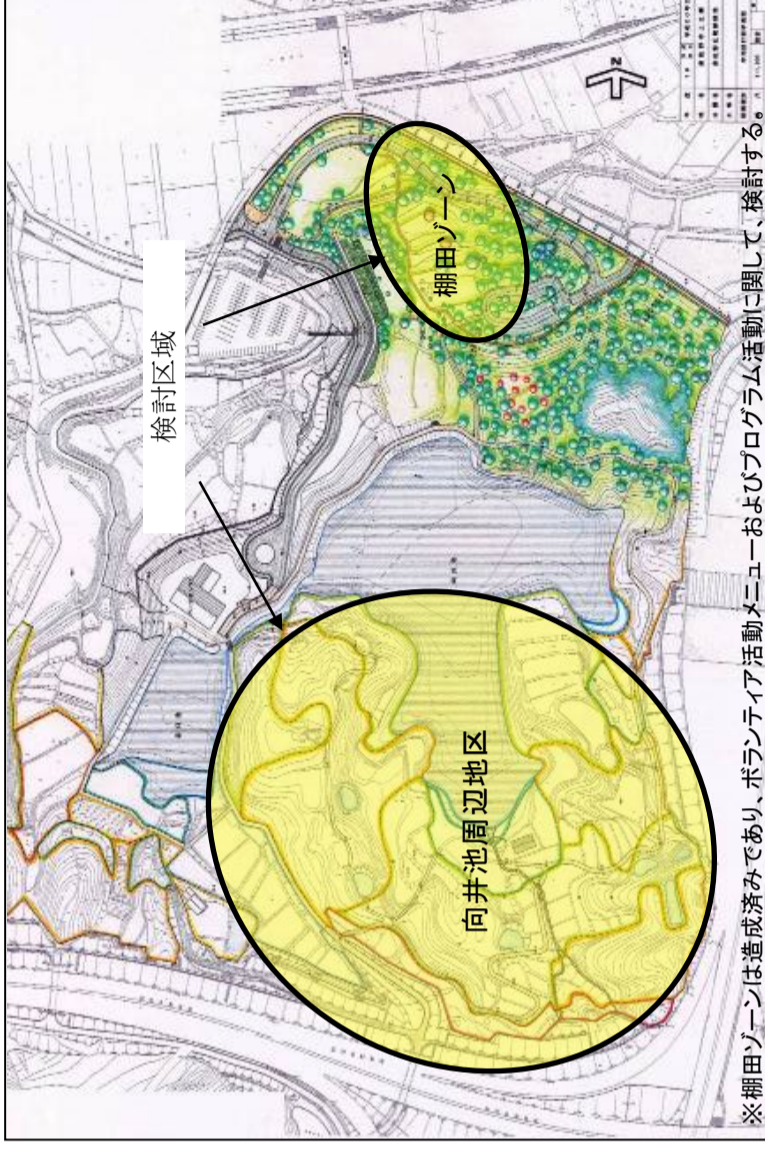


- 府が整備する基盤施設(管理用園路、休憩所、広場、デッキ、安全柵、電気・水道施設等)
- 協働で整備する施設(散策路、森の遊具、休憩所、田・畑等)
- パーククラブが整備する施設(散策路、ベンチ、果箱、樹名板等)

#### ③整備主体に応じた詳細検討

- ・府が整備する基盤施設の詳細図作成
- ・協働で整備する施設の概略図作成
- ・パーククラブが整備する施設の概略構造の検討

### 2. 活動メニューおよびプログラムに関する検討(向井池周辺地区、柵田ゾーン)

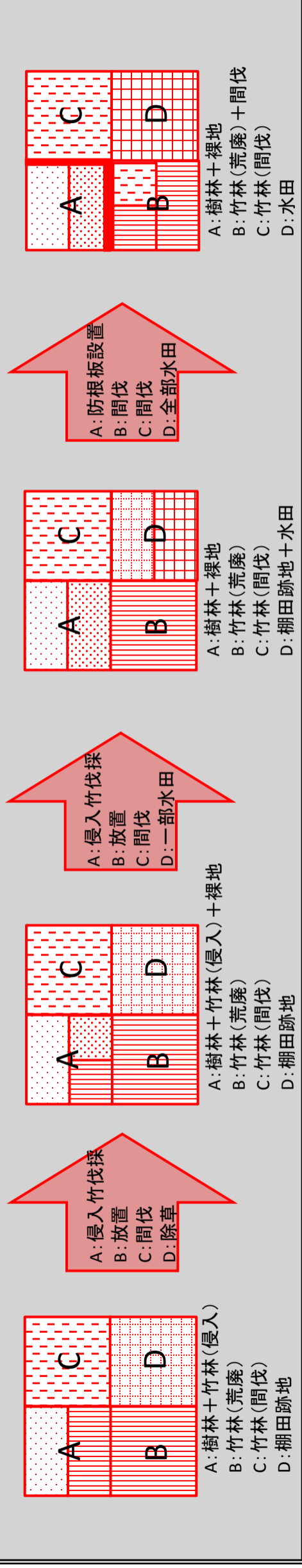


#### ①向井池周辺地区全体の植生・希少動物の調査

#### ②検討区域で想定される活動の先進事例を収集し、必要となる条件(技術・資格、調査、資材等)の整理を行う

#### ③現地の地形・植生などの土地条件に応じた「活動イメージ」の提案

## アクションプランの策定(活動の順序や段階を時系列で示す)



参考資料

〔コロナレシジョン区域実施設計委託のスケジュール〕

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営会議		②	③		④				⑥
パーククラブとのワークショップ		○	○	○	○	○	○	○	
植生・希少動物調査				植生	哺乳類	鳥類		鳥類	
実施設計(パークセクターゾーン)	設計案作成								
実施設計(その他)	運営会議・パーククラブとのワークショップにおける資料作成(先行事例収集、活動メニューの提案・条件整理)、アクションプランの策定								
	設計最終案作成								
	成果品作成								
	成果品作成								

※1 運営会議、パーククラブとのワークショップについては、おおまかなスケジュールで、変更される可能性があります。

〔設計区域と作業内容について〕

	植生調査	希少動物調査	実施設計図書の作成	アクションプランの策定	パーククラブとのワークショップ
向井池周辺地区その1	— (H22年度実施済み)	△ (H22年度一部実施)	△ (H22年度一部実施)	△ (H22年度一部実施)	△ (H22年度一部実施)
向井池周辺地区その2	○	○	○	○	○
谷口池西側ゾーン	—	—	△ (H21年度一部実施)	—	△ (H22年度一部実施)
パークセンターゾーン	—	—	○	—	—
棚田ゾーン	—	—	△ (H21年度一部実施)	△ (H22年度一部実施)	△ (H22年度一部実施)

建築設計業務委託 特記仕様書 (パークセンターゾーン)

I 業務概要

1. 計画施設概要

- (1) 施設名称 パークセンター  
 (2) 施設の場所 泉佐野市上之郷 地内  
 (3) 施設用途 事務所 倉庫

平成21年国土交通省告示15号 別添二

建築物の種類 四 (業務施設) 建築物の用途等 第1類

2. 設計と条件

- (1) 敷地の条件  
 a. 敷地の面積 約 4,000 m<sup>2</sup>  
 b. 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域 近郊緑地保全地区  
 (2) 施設の条件  
 a. 施設の延べ面積 約 520 m<sup>2</sup>  
 b. 主要構造及び階数 木造 平屋造  
 c. 耐震安全性の分類

「建築構造設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修) 2.1.3耐震性能の目標による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

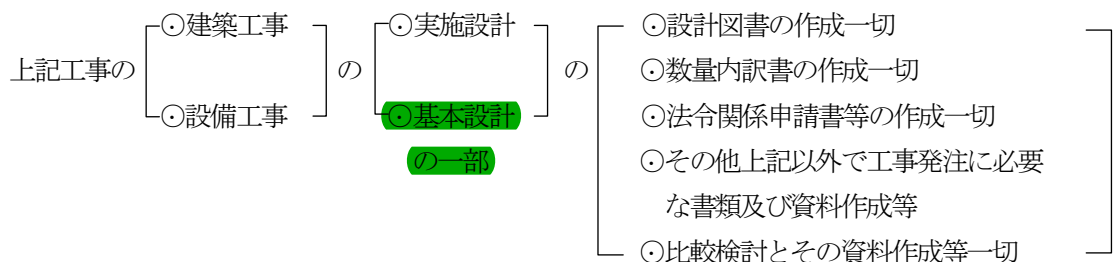
- 1) 構造体 Ⅲ 類  
 2) 建築非構造部材 B 類  
 3) 建築設備 乙 類

- (3) 建設の条件  
 a. 工事費 146,000 千円 (税抜)  
 b. 建設工期 10 カ月  
 c. 工事概要 建築工事 設備工事

(4) 設計と条件については、次の資料による。

- ・計画概要図
- ・基本設計図

3. 設計委託業務の範囲



4. 履行期間 契約締結日から平成24年 3月16日

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、設計業務作業共通仕様書（測量、調査作業及び業務委託必携）、建築設計業務委託補足要領による。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

### 2. 担当技術者の資格要件

担当技術者の資格要件は次による。

- 建築士法による一級建築士

### 3. プロポーザル方式により業務を受注した業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 4. 業務の内容

#### (1) 一般業務（計画通知申請書作成を含む）

##### ①基本設計

- ・建築（意匠）基本設計
- ・建築（構造）基本設計
- ・電気設備基本設計
- ・機械設備基本設計
- ・上記積算業務

##### ○比較検討

##### ②実施設計

- 建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
- 上記積算業務

#### (2) 追加業務

追加業務の内容は次による。

○透視図作成〔種類（○外観 ○内観）、判の大きさ（・A2・）、枚数 4枚

額の有無（・有・無）及び材質

○模型製作〔縮尺 1/200、主要材料 発砲スチロール

ケースの有無（・有 ○無）及び材質

##### ○市町村指導要綱による届出書等の作成

（標識看板の作成、設置報告書の作成、日影図の作成等）

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成
- ・省エネルギー関係計算書の作成

#### (3) 法令関係

- 建築基準法、消防法、上下水道協議、その他必要な各種協議（申請書等の作成を含む）

#### (4) 設計条件

○設計においては、「泉佐野丘陵緑地基本計画・基本設計」であげられている、「景観を重視した公園づくり」、「シナリオ型の公園づくり」、「環境に配慮した公園づくり」、「地域の活性化等に役立つ公園づくり」といった整備理念を十分に理解し、工夫を凝らした設計を行うこと。

○当公園では、「シナリオ型の緑地づくり」（みんなで育てる公園づくり）を進めるため、整備・運営の調整・検討を府民や学識者、行政等から構成される「泉佐野丘陵緑地運営会議」において行い、公園づくりを進めている。

本業務においても「運営会議」に提案し、審議、検討され、意見交換を通して成果をまとめることとなるため、比較検討案の提案のための資料作成を行い、各段階での意見を取り入れ、修正・とりまとめを行うものとする。

○「運営会議」は、委託期間中全4回程度の開催を予定しており、「運営会議」審議用の資料作成

と必要に応じた修正が必要となる。

○「運営会議」等において、使用する透視図については、イメージパースであり、イメージを共有できかつ活発な意見交換ができるよう、わかりやすい資料を作成すること。

○模型については、周辺を含めた地形模型は既にあるため、それを利用し、建築本体や外構などを含め作成すること。

○これまでの「運営会議」において、パークセンターについては、泉佐野の農家のたたずまいを規範としたデザインとし、2棟に分割することが決まっている。本業務では引き続き、内部レイアウトや屋外空間の検討について、「運営会議」に諮り、すすめる。

○パークセンターに隣接する倉庫についても、設計することとし、車両や各種資材等の保管を行えるようにすること。

○パークセンターの屋外空間の設計についても行うこと。

○屋外空間については、管理車両や歩行者の動線を検討し、管理車両用通路や歩行者用園路、植栽、排水、電気、下水、広場などの設計を行うこと。

○パークセンターゾーンには、周回路（ロータリー）を一部含んでおり、車両進入に関する設計についても行うこと。

○設計の際には、周辺環境や景観に十分に配慮すること。

## 5. 業務の実施

### (1) 一般事項

a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。

b. 実施設計業務は、指示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### (2) 質問回答書の作成

成果物の引渡し後といえども、当該設計に関する質問が生じたときは、府と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

### (3) 設計変更、追加設計の実施

成果物の引渡し後といえども、現場で設計の変更が生じたとき、及び工事予算残額をもって追加工事の必要を生じたときは、府と協議の上、受注者は、原則として無償で変更設計、追加設計を行うこと。（杭芯ずれによる基礎補強計算も含む。但し、標準設計の場合は除く。）

### (4) 分割発注の場合の留意事項

府の都合により工事を分割発注することがあるが、その指示のあった場合は工事範囲、図面上の分割の仕方及び図面提出時期等について、監督職員の指示を受けること。

### III 要求成果物

#### 1. 業務計画書

パークセンターゾーンについては、下表に示す事項について詳細に作成すること。

管理技術者	所属、氏名、資格、資格登録番号、業務経歴等
設計内容	建物用途、工事種別、構造、建築面積、延床面積、階数、屋外整備内容、撤去施設(規模)、工期等を明記する。
業務体制表	協力業者名とその業務内容及び担当者名と連絡先を明記し、管理技術者との関係が、明確にわかる様にする。
関係法令一覧表	当該工事を行うにあたって、関係する法令等協議又は申請が必要になると思われるもの及び処置方針を明記すること。
設計方針	業務の一般事項や業務の方針について明記すること。
成果物一覧	予定する成果物を明記すること。
業務工程表	準備期間、現地調査、プラン検討、図面作成、図面手直し、積算業務、各種申請業務等に区分けし、工程表を作成する。

#### 2. 業務報告書

パークセンターゾーンについては、下表に示す事項について詳細に作成すること。

名 称	記 入 事 項
設計内容	建物用途、工事種別、構造、建築面積、延床面積、階数、屋外整備内容、撤去施設(規模)、工期等を明記する。
管理技術者	所属、氏名、資格、資格登録番号、業務経歴等
業務体制表	協力業者名とその業務内容及び担当者名と連絡先を明記し、主任監督員との関係が、明確にわかる様にする。上記と兼ねる事ができる。
関係法令一覧表	当該工事を行うにあたって、関係する法令等協議又は申請を行ったものについて、その項目と協議内容を明記すること。
設計報告書	実際に行った業務について、発注者が指示した事項や、設計コンセプトを監督職員との協議の経過を交えて作成すること。
想定工事工程表	当該工事の想定工程表を作成する。特にコンクリートの打設時の温度補正、鉄骨製品、特殊材料の製作、納入時期を考慮して作成する。
工事費変更額内訳書	当初設計内容から変更が生じた場合、必要に応じ作成すること。
成果物一覧	提出した成果物を明記すること。
業務工程表	業務計画書に添付した工程表に変更があった場合その写しに朱書き訂正する。
主要材料表	構造材(型枠含む)、内装、外装、屋根仕上、建具、屋外舗装、設備機器等について一覧表にまとめる。なお材種、メーカー指定、特殊工法等、についても明記すること。

### 3. 要求成果物一覧表

名 称	提出部数	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意匠図</li> <li>○ 構造図</li> <li>○ 設備図</li> <li>○ 構造計算書及び構造チェックリスト</li> <li>○ 外構図</li> <li>○ 植栽図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑被率計算書</li> </ul> </li> <li>○ 積算図書</li> <li>○ 各室面積表</li> <li>○ 現地調査報告書及びカラー写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周辺建物概要調査報告書</li> </ul> </li> <li>○ 法令調査報告書及び法令手続経過書</li> <li>○ 計画通知及び各種許可書</li> <li>○ 各種打ち合わせ議事録</li> <li>○ 設計主旨説明書（色等提案含む）</li> <li>○ 縮小第2原図（A3）</li> <li>○ その他（別紙に指定するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原図1、写し2</li> <li>原図1、写し2</li> <li>原図1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原図1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原図1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>一式</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原図1、製本3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>敷地調査チェックリスト(写し2)含む</li> <li>A4</li> <li>A4</li> <li>A4</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本設計書</li> <li>○ 工事費概算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質調査設計図</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原図1、写し2</li> <li>原稿1、写し2</li> <li>原図1、写し2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 透視図（カラー）及び写真（キャビネ版）</li> <li>○ 模型及びカラー写真（キャビネ版）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原図1、写真3</li> <li>模型1、写真3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A2 写真はネガも提出</li> <li>写真はネガも提出</li> </ul>

注1 上記のうち・に○印のものを提出する。

（クロス巻、金文字箱、金文字製本）

注2 詳細については、監督職員と十分に協議すること。

注3 縮小第2原図及び二つ折り製本の成果物提出については、検査終了後に原図の貸し出しを行うので、1週間以内に監督職員に提出すること。

注4 電子データは監督職員の求めに応じて、随時提出すること。

### 4. 設計原図の材質等

- a. 設計原図の材質                      ○和紙又はトレーシングペーパー                      ・ \_\_\_\_\_
- b. 設計原図の大きさ                      ○A1版                      ・ A2版                      （図面ケースに入れること）

### 5. 建築工事と設備工事の工事区分等について

- 1) 建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に設備担当者（監督職員及び受注者）と確認し合っ、記入漏れのないよう注意すること。
- 2) 積算調整、補足説明等による変更についても、工事区分に関する事は設備担当者に連絡すること。



6. 電子化する設計委託の成果品は次による
  1. 図面一式（CADデータ）
  2. 決裁後の積算内訳書一式
  3. 構造計算書及びチェックリスト
  4. 計画通知書（第1～第5面、面積表、一般図、仕上表等）
  5. その他
  
7. その他の提出図面  
チェック用、設計審査会用等の図面を監督職員の指示に従い、提出すること。